

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	町田市 健康増進事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

## 評価実施機関名

町田市長

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事務
②事務の概要	<p>町田市は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の利用申込、事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行うものである。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 健康相談</li><li>2 健康教育</li><li>3 歯科口腔健康診査</li><li>4 肝炎ウイルス検診</li><li>5 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査</li><li>6 各種がん検診</li><li>7 骨粗鬆症検診(未実施)</li></ol>
③システムの名称	・健康管理システム ・宛名システム兼連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表百十一の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所健康推進課、保健予防課
②所属長の役職名	健康推進課長、保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	<p>(1) 肝炎ウイルス検診、健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査、各種がん検診について  郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22  担当課: 保健所健康推進課  電話: 042-725-5178  FAX: 050-3101-4923</p> <p>(2) 健康相談、健康教育、歯科口腔健康診査について  郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22  担当課: 保健所保健予防課  電話: 042-724-4239  FAX: 050-3161-8634</p>
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和3年12月23日 時点
＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点
＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ○ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第1の76項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第1の76項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年9月10日命令第5号)第54条	事後	
平成29年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	笠松 恒司	河合 江美	事後	
平成29年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年11月1日時点の計数	平成28年11月1日時点の計数 ※それぞれの選択肢には変更なし	事前	
平成30年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	叶内 ひとみ 樋口 真央	黒田 豊 田中 利和	事後	
平成30年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成28年11月1日時点の計数 ※それぞれの選択肢には変更なし	平成30年1月19日時点の計数 ※それぞれの選択肢には変更なし	事前	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②(所属長→)所属長の役職 名	①保健所保健総務課、健康推進課、保健予防 課 ②黒田 豊、田中 利和、河合江美	①保健所健康推進課、保健予防課 ②健康推進課長、保健予防課長	事後	
平成31年1月31日	II 1対象人数 いつ時点の計 数か	平成30年1月19日時点	平成31年1月21日時点	事後	
平成31年1月31日	II 2取扱者数 いつ時点の計 数か	平成30年1月19日時点	平成31年1月21日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月21日時点	令和1年11月22日時点	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月21日時点	令和1年11月22日時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月22日時点	令和3年1月21日時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月22日時点	令和3年1月21日時点	事後	
令和4年3月16日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月21日時点	令和3年12月23日時点 ※それぞれの選択肢には変更なし	事後	
令和4年3月16日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月21日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 1.②事務の概要	7 骨粗鬆症検診の文言なし	7 骨粗鬆症検診の文言の追加記載	事後	
令和7年4月1日	新様式に変更		Ⅳの項目8.11追加(該当なし)	事後	
令和7年4月1日	I の3 別表の表現及び番号が変更	別表第一76の項	別表百十一の項	事後	
令和7年4月1日	表紙「特記事項」	町田市個人情報保護条例	表記を削除	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	担当課:総務部 市政情報課	担当課:総務部 法務課	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月9日	新様式に変更			事後	令和7年5月様式